

三次河川国道事務所管内河川区域内無償配布公募説明書

1. 公募名称:三次河川国道事務所管内河川区域内無償配布

2. 公募内容:河川内樹木の搬出

3. 配布時期

令和7年2月26日(水) ～令和7年2月28日(金)(予定)

4. 配布場所

広島県三次市粟屋町荒瀬地先(荒瀬第2排水樋門前)

※別添図面のとおり

5. 配布物の種類及び数量

種類:雑木(ヤナギ等)

数量:1,600本程度(全体) 長さ:100cm程度 太さ:15cm程度

※1台当たりの数量に制限はありませんが、無くなり次第配布終了となります。

配布終了、天候不良により配布延期とする場合は、三次河川国道事務所WEBサイト、X でお知らせします(配布延期については当日の12時までにお知らせします)ので、ご了承ください。

6. 申込み手続き等

① 提出書類

配布は現地での先着順とし、合わせて申込書に必要事項を記載のうえ、現地職員へ提出してください。

② 問い合わせ先

〒728-0011 広島県三次市十日市西六丁目2番1号

国土交通省中国地方整備局

三次河川国道事務所 河川管理課

電話 0824-63-4202

FAX 0824-63-3132

メール info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp

7. 配布者の選定方法

「申込書」を提出して頂いた方が、配布者として選定されます。選定は原則先着順としますが、応募者数が多数の場合は選定されない場合もあります。なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

※現地で本人確認を行う場合があります。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の 取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や搬出を行った者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて搬出を行った者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、搬出を行った者が樹木を搬出するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて搬出を行った者に指導を行う。
- ③ 搬出は、搬出を行った者の責任において行うものであるため、搬出中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は搬出を行った者の責任において行うこと。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、搬出を行った者は速やかに吉田流域治水出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、搬出を行った者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 搬出を行った者は、河川管理者から搬出の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

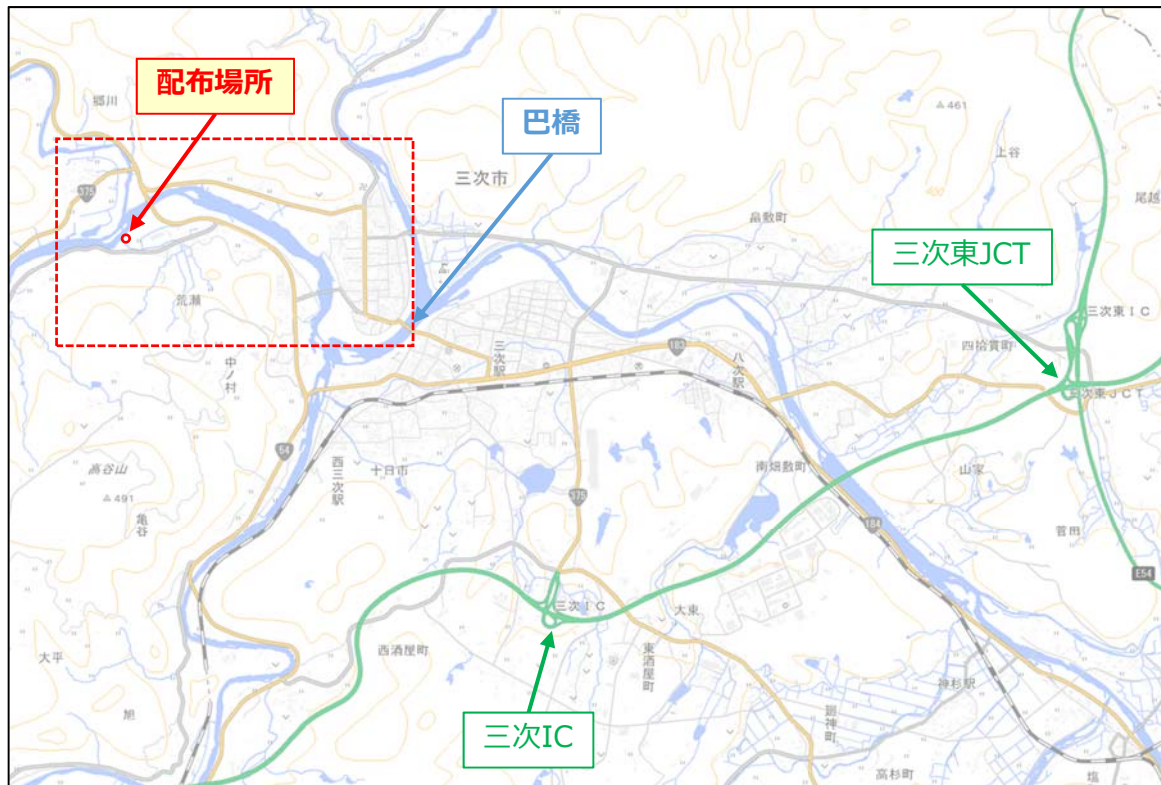
9. その他

- ① ダンプトラックで搬出を行う場合は、**2t 以下**のダンプトラックのみ搬出可能とします。
- ② 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ③ 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ④ 申込に要する費用は、申込者側の負担とする。
- ⑤ 提出された申込書類は、当該申込者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑥ 申込書類に虚偽の記載を行った場合は、当該申込を無効にする。

10. 注意事項

- ① 積み込み、運搬作業は各自で行うこと。なお、作業時には事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② ゴミ等を出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ③ 持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。
- ④ 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には速やかに吉田流域治水出張所職員に届けるものとし、指示に従い原形復旧すること。
- ⑤ 現地でのケガや事故、第三者に損害を及ぼした場合、又は苦情等を受けた場合は自己責任の範囲とし、三次河川国道事務所は一切の責任、負担を負いません。
- ⑥ 伐採木の品質については、三次河川国道事務所では一切の責任を負いません。
- ⑦ 国道の出入り等、十分な安全対策をとること。
- ⑧ 注意事項を遵守しない者は、今後募集する河川内樹木の無償配布については、認めない場合がある。

配布場所（広島県三次市栗屋町荒瀬地先）



拡大地図



配布場所までの進入路

